

DOAM シンポジウム 2000, Musashi Ranzan, Tokyo

2000年9月15日(金) ドイツからの発題

「これが自分だとは思えなかった…」

心理的な拷問とその後遺症の目に見えない軌跡

ペトラ・モラーヴェ (ベルリン)

導入

「これが自分だとは思えなかった…」— 私に体験を話してくれた時代の証人の一人は、こう言ってしゃくりあげた。既に遠く過ぎ去った過去が呼び起こす驚愕と痛みが、彼の苦悶の表情に読み取れる。彼は逮捕時に18才。故郷を提供しようと約束した国家から、幾度となく苦い幻滅を味わい、何とかして西に逃れたいと願っていた。彼が体験した数知れぬ尋問の中で、自分のごく普通にドイツからドイツに引っ越したいのだ、と彼は国家公安省の役人たちに繰り返し訴えた。数週間、独房に監禁されて尋問を受けた後、彼は別の部屋に移された。独房より少しましな部屋だった。壁には鏡がかかっていた。彼は近づいて覗き込んだ。しかし、これが自分だとは思えなかった。すべて35年も前のことである。それでも彼の驚愕は、今も当時と同様に大きく、強烈である。彼は見せしめの裁判を受けて、他の若者たちと共に10年間の禁固刑に処された。現在の彼は、繰り返し襲ってくるフラッシュバックに苦しめられ、そこから自分を守るための助けを求めている。また睡眠障害を訴え、人間的なバランスを喪失し、喜ぶこともできず、小さなことでも興奮し、これから一体どうやって行くのかと自問を繰り返している。

私の論述の社会的な背景は、ドイツ史の一部、すなわち国家社会主義(ナチス)の崩壊後、1945年5月にソヴィエト占領地域(SBZ)で始まり、東独市民の抗議行動・デモ・市民的不服従によって1989年秋に終焉した、あの歴史である。

1999年以降私は、1960年から1989年の間に、ベルリン-ホーエンシェーンハウゼンの国家公安省の拘留施設に収監されていた、かつての政治犯たちと数多くのインタビューを重ねてきた。時代の証人たちとのこうしたインタビューが、私の発表の、第1部の基礎になっている。この部分では、東独の国家および党指導部の政治的な司法刑事機構が、政治迫害を受けた人々に対して行った弾圧の数々と、その影響について述べる。それぞれの拘留者の個人史や拘留経験は基本的に個別的なものであるが、そうした経験を思い出して話すときに話者が感じる不安や、記憶に確信が持てなかったり、あるいはいったん意識から排除し、抑圧してしまった体験が引き起こす不安定な感情などの点では、さまざまな特徴的な構造上の一致が見出される。この「現実の混乱」(Realitätsdiffusionen という心理学の専門用語) すなわち政治的迫害を受けた者たちが、実際に自分の身に起こった事柄を理解しよ

うとするときに経験する混乱や不安を理解するために、拘留の全体像と、そこで作り出された心理的な極限状況を叙述することにする。

この関連で私は、東独の国家公安省が用いた方法に対して、「心理的拷問」という概念を適用する根拠について述べる。そして理解を容易にするために、東独の国家および党指導部の政治的な目標について説明を加える。国家公安省および政治的な司法刑事機構の意図、目標設定、そして方法について知っておくことが、かつての政治犯や、「崩壊措置」(Zersetzungmaßnahmen — 人をズタズタにするための様々な措置に対する総合概念)の犠牲者たちを援助するために、つまり何が起こったのかを再構成するときに生じる困難や、精神的な外傷(トラウマ)に対処するうえで彼らを援助するために必要不可欠だからである。

発表の第2部は、非常に簡略ながら、1989年以降の研究の現状が抱えている問題点を指摘する。法的な整備の現状と、国家による名誉回復と賠償金支払の限界については、ここではそれを指摘する以上のことはできない。犠牲者たちの尊厳を回復するには、それ以上の必要がある。さらに必要なのは、社会の多方面における政治参加、感受性に溢れた世論の形成、そして理解と和解のプロセスを形作って行くための個人的なイニシアティブである。

第1部

「心理的拷問」の概念について

「心理的拷問」(psychische Folter)という概念は、それを東独のソヴィエト占領地域で行われた弾圧活動に対して用いると、しばしば信じられないほどの拒絶反応を引き起こす。しかし、既に国連が1975年12月9日に採択した声明(第3452号)さらにはそれ以後に達成された、拷問その他の残酷な、非人間的な、ないし屈辱的な扱いや懲罰に関する数々の国際的な合意は、拷問をこう定義している。すなわち拷問とは、「国家権力を代表する人物により、あるいはそのような人物の指示に基づいて、一人の人間に対して、故意に強度の身体的ないし精神的・心理的な苦痛あるいは苦しみを与えることで、当人あるいは第三者に供述や自白を強要する、あるいはその当人ないし別の人々を怯えさせるような行為である」。そして国家公安省に拘留された受刑者たちが体験したのは、まさにこのことであった。東独の歴史を回顧する者の中には、拷問が第二次大戦後にドイツの一部、すなわち東独のソヴィエト占領地域で、ずっとそして最後まで政治弾圧の手段として使用され続けたという事実を受け入れようとしない者、あるいはそれができない者がいる。

60年代初頭の国家公安省における方針転換

1961年8月13日の占領境界線の閉鎖、つまり「ベルリンの壁」の建設と、外交上の孤立を打破するという、東独の国家および党指導部の目標は、国家公安省に新しい課題をつきつけた。内政上は管理を強化し、外交上は国際的な認知を得るという二つの目標から、さまざまな社会集団を「包括的に」スパイの監視下に置くことと、想定上の政敵と潜在的な不穏分子を予防的に内偵することが必要となった。国家公安省のために、正式また非公式に働く者たちの数は年々増大し、スパイの網の目は生活のあらゆる領域に浸透した。こうした展開が、政治的な刑法、および拘留のための戦略と方法にも影響を与えたのである。

西ドイツに亡命した、かつての政治犯たちが、50年代にベルリン・ホーエンシェーンハウゼンにあった監獄、通称「Uボート」で彼らが体験した、水による拷問、起立させ続ける拷問、熱湯による拷問、氷による拷問、さらには殴打による拷問について報告しており、社会主義国家の人間像にじわじわとダメージを与えており、社会主義的な国家体制は不信任をもって受けとめられていた。

50年代には、物理的な暴力で脅したり、実際に暴行を加えたりすることが主たる活動であり、心理的な弾圧は、自白の強要を目的として、それと並行して多少用いられていたに過ぎなかった。しかし60年代に入ると、心理的拷問が、徐々に身体的な抑圧にとって代わった。人権侵害の実態を国際世論から「目隠し」して隠匿することが、その目的であった。さらに拘留中の政治犯から供述を引き出し、自白と有罪宣告に持ってゆくには、どのような方法がより効果的であるかをめぐって、国家公安省の内部で論争がなされた。拘留は、被疑者にできるだけ大きな処罰を伴う有罪判決を下すこと、あるいは教育的処置を通して彼らをズタズタに引き裂き、社会の見せしめにするのみを目的とするものでは、もはやなくなった。これに加えて、拘留中の政治犯は、彼らの個人史のあらゆる領域に関して、集中的な尋問を受けた。社会環境に関する予防調査を行うことが、その目的であった。国家公安省の用語法では、拘留囚の「供述する用意をめぐる闘争に尋問官が勝利した」という言い方がなされた。被疑者の態度を軟化させたり供述を引き出したりするには、物理的な圧力をかけるより、心理的なテクニックや人格奪取の手段を用いた方が、ずっと効果的なのである。60年代半ばには、この認識は国家公安省で一般に承認されるに至り、秘密警察理論の対象となった。

国家公安省の教育内容について、直接的なイメージを得るために、「警察の作戦活動での人間関係における信頼の本質について」というタイトルの講義の一節を引用しよう。国家公安省の中佐で心理学者、ポツダム-アイヘにあった「国家公安省法科大学」の講師であったヨッヘン・ギルケ博士は、1992年ある映画撮影に協力して、この講義をもう一度行った。これは1990年1月まで続けられた氏の日常的な教授活動の一部である。

ドキュメントフィルム『黒い箱』の中のヨッヘン・ギルケ博士：「さて入門講義で既に指摘したように、作戦活動で特に重要な人間関係は三つある。二人の関係、集団関係、そして大衆関係の三つがそれだ。今日の講義では、二人の関係、特に信頼と葛藤をとりあげよう。作戦活動における信頼という現象に取り組むには、当然ながら、なぜこれが重要な心理学的カテゴリーであるのか、ということについて了解し

ておく必要がある。諸君も、実践演習での作戦経験から知っているように、とりわけこうした仕事では、人々に関するさまざまな情報を収集することが主たる関心事であり、「誰が何者か」といった問いに対する答えを得ること、公安上の調査を実施することが重要だ。その場合、人間関係 — それはある時は信頼関係であったり、またある時は内密な関係であったりするのだが —、その特質を正しく見定めることが肝要となる。この違いを、もう一度簡単に要約しておこう。信頼関係とは、基本的に総合概念である。それはある本物の人間関係が生じ、ある人がまったく自立的かつ誠意をもって他の人に接することであると定義しておこう。ところが、非公式の所員が接触を試みるという状況において、こうした本物の人間関係から出発することは通常できない。だからここでは、見せかけの信頼関係が生じるよう、意図的に振舞う必要がある。つまり非公式所員は、被疑者に対してまったく信頼を寄せているかのごとく親しげに振舞い、それに促されて、被疑者が自分のすべてを語るよう仕向ける必要がある。」

1989年まで国家公安省法科大学で養成された幹部候補生たちは、国家公安省の公式ないし非公式の所員、その法的な捜査機関である第9部局の尋問官や調査員となった。彼らに期待されていたのは、尋問中の「見せかけの振舞い」を通して、拘留囚との間に確固たる人間的関係を作り上げる能力、つまり雰囲気作りに努力して自分を信頼させ、誉めたり罰したり、希望を与えたり恐怖を与えたりすることで、拘留囚が自分やその家族、友人や知人たち、さらには職場の同僚や地域の住民たちについて、自発的に供述するよう仕向ける能力であった。

心理的極限状況

逮捕

逮捕は、しばしばそうであったように「非社会主義的な外国」との国境近くでなされたのでない場合は、その多くが、意図的に演出された奇襲効果を伴うものであった。夜に寝込みを襲われたり、路上で私用車に押し込められて連れ去られたり、幹部指導部に呼び出されてそのまま連行されたり、具体的な理由を特定しない「事情聴取」の名目で国民警察あるいは内務省窓口呼び出されて、そのまま逮捕されたりという具合である。こうして逮捕された者たちは、逮捕の背景について（ほとんど）何も知らされなかった。犯行の嫌疑は、多くの場合、彼らに対する全体的な告発というかたちをとった。質問しても、「こうなってはあなたは自分で我が身を救う他ありませんね」とか、「いい加減に、我々に協力したらどうですか」とかの威嚇的なコメント以外に、何の答えも返って来なかった。

最初の尋問

最初の尋問は、通常は逮捕の直後に、何時間もかけて行われた。20 時間ぶっ通しで、十分な休憩も睡眠も与えず、尋問官が入れ替わり立ち代り現れて、続行されることも稀でなかった。逮捕された者たちは、極度のショック状態に陥っていた。そうしたショック状態は、急激な生活環境の変化、今の自分の状況のみこめないこと、そしてしばしば家族や友人たちへの心労によって引き起こされる。長時間に及ぶ尋問、重なる過労、さまざまな圧力、猫の目のように変わる尋問戦略、それらのせいで被疑者たちは極度の疲労と混乱、緊張と神経過敏の状態に陥る。その結果、熟慮の上で首尾一貫した行動をとることが、しばしばできなくなるのである。場合によっては、すでにこの段階で、自分に不利な供述をしたり、罪もないことを自白していることがある。できるだけ大きな衝撃を与えること、またショック状態を最大限に利用すること、これが逮捕と最初の尋問に際しての国家公安省の戦略であった。弁護士と接触することや、家族の支援を求めることは禁じられていた。インタビューした人々の過半数が、最初の尋問の内容をまるで覚えていなかった。しばしばその時の感情だけが残っており、語るにつれて涙が溢れるということが起こった。その時間に彼らは、自分が無限に無力であり、全能であるかのように見える機関の手に落ちていることを認識せざるを得なかったのである。彼らは国家公安省の尋問官たちに、文字通り引き渡されていたのである。

移送と知らされない収監場所

逮捕と最初の尋問の後、そして外界から遮断された数時間、あるいは数日間、あるいは時には数週間の後に、別の場所への移送がなされた。拘留囚の誰もが「どこへ？」と問うたが、答えは与えられなかった。

1964 に逮捕された男性、当時 21 歳 (Zeitzeugen-Interview, 1999): 「それから大型ボートみたいなもの、あれは大型ボートだったと思う、外側にトラックみたいな広告が書かれていた。それで運ばれた。内側には小さな房がたくさんあって、手錠もかけられたままだった。...人々がその中に座っていた。車は消防車のように急発進し、どこにもつかまるところがなくて、僕は頭を扉に打ち付けた。ま、それからここに落ち着いたというわけさ。あいつらは一言も言わなかった。...国家公安省による拘留だなんて、連中がこの間送ってよこした書類を読んで初めて分ったんだ。すぐにあのことだって分かったよ。人間でやつは...。ま、いいさ。どっちでもいいことだ。もうちょっと自分を取り戻す必要がある...。」

かつてホーヘンシェーンハウゼンで捕えられていた者たちが、国家公安省に保管されている彼らに関する書類に目を通して初めて、彼らがこの拘留施設にいたことを知るというケースは、今に至るまで決して稀ではない。かつて政治的な理由で拘留されたことのある人々が、私たちの記念施設を訪ねてくる。この人々は、自分がどこで拘留されていたのか、今日に至るまで知らない。とてつもなく大きな不安と戦いながら、彼らは施設の中を歩き、かつて自分が捕えられていた独房を探す。例えば尋問にゆくため、あるいは散歩のために、

自分がかつて歩いた道をもう一度たどれるかどうかを試す。ここがあの場所なのかどうか、数々の痛ましい記憶と不安、そして悪夢の中心であるあの場所なのかどうかを見ようとして、感じようとしてやってくるのである。

滞在場所が知らされないのは偶然でない。それは拘留システムの一部であった。拘留囚は外界との一切の関係を遮断され、根無し草にされて、自分の置かれた状況、滞在場所、さらには今後の予定について一切何事も知らされない。できるだけ大きな不安を煽り、人格を不安定にするために、国家公安省はこのやり方を選択した。拘留地を知らせないという原則は厳格に守られ、そのためには最大の注意と労力が払われた。拘留囚は、例えば、親族や弁護士と面会するときは、「外出」用の制服を着せられて、施錠された部屋（移送用の連絡通路）に連れて行かれ、そこで「大型ポート」移送車の独房に閉じ込められた上で、マグダレーネン通りの拘留施設か、あるいはルンメルスブルクの留置所に送られた。親族は、逮捕者がそこにいるものだと思っていた。逮捕者自身は自分の滞在場所や、拘留生活の実状について、語ることを禁じられていた。

1987年に逮捕された男性、当時21才（Zeitzeugen-Interview, 1999）：「...心の葛藤はずっと続いた。それはまだ終わっていなかった。わけても最悪なのは、自分がどこにいるのか知らないことだ。まったくなされるがままという訳だよ。僕がどこにいるのか両親が知らないことは分かっていた。彼らは僕を訪ねてリヒテンベルクにやって来た。国家公安省中央本部のすぐ隣にある監獄だ。当然ながら父と母は、僕がそこに収監されていると、いつも思っていた。この監獄がホーエンシェーンハウゼンにあること、そして僕がいつもはここに収監されていて、あそこには両親が僕に面会に来るときだけ連れて行かれること、そんなことは誰も知らなかった。面会に来た弁護士も知らなかった。全部リヒテンベルクで行われた...。真実を言うことは禁じられていた。リヒテンベルクにいないと言うことは許されないぞ、とわざわざ釘を刺されたよ。もし言ったら、あらゆる接触を中断するとね...。どこにいるのか分からない、というのは本当に最悪だった。小さな房に閉じ込められて、窓のない車であっちからこっちへ、こっちからあっちへと移送されて...。ああ、この心理的な圧力！」

「私はどこにいるのか」という問いに対する答えがないこと、このことが一人一人の心の中に、その他もろもろの混乱のプロセスの引きがねとなった。この問いは、拘留の全期間を通じて残り続け、さらに多くの場合、その後何十年も過ぎた後も解明されなかった。だから、「私はどこにいたのか」という問いに答えることが、かつての政治犯たちが自分の歴史を整理し、もう一度それを取り戻そうとする試みの第一歩となるのである。

独房での拘留

拘留の最初の時期、囚人は通常、外界から完全に遮断される。引き続いて行われる尋問で、孤立無援の状態という圧力を次第に強めて、彼らが洗いざらい供述するような状況を作り出すためである。拘留者は独房に入れられた。自分の衣類は押収され、似合わない屈辱的な施設用の服（大抵は古くてぶかぶかのトレーニングウェアとツルツルしたズボン、それ

とフェルトのスリッパ)に代えられる。拘留囚は氏名を奪われ、寝台の番号がその名前となる。看守がいて、彼らが拘留囚と交わす言葉は三つだけ、「来い、来い」、「行け、行け」、そして「動くな、顔を壁につけろ」である。

監獄全体のシステムは非常に複雑で、囚人は独房に収監されている間は、決して他の囚人を見かけたり、会うことはない。ましてや言葉を交わすことは絶対にない。わざわざそのために廊下にランプが設置してあり、赤いランプは、ある看守が拘留囚を尋問や散歩に連れてゆくために廊下を通っていることを、別の看守たちに知らせていた。廊下が無人の時には、緑のランプが灯った。後にランプ設備は、特殊な待機システムによってさらに拡張された。このシステムは、廊下が左右の建物に向かって延びているために、見通しが利かない場所に設置されたのである。曲がり角の手前には、色のついた短いリノリウムの帯びが床に塗りつけてあった。この手前で拘留囚は、看守から「行け、行け」という命令を受けるまで、立ち止まっていなければならなかった。その前に、看守は隣接する廊下部分に他の拘留囚がいないことを確認しなければならなかった。誰かがいた場合、拘留囚は床のマークのすぐ隣にあった、窓のない小さな房に押し込まれた。そして扉が施錠された。看守は、廊下が再び自由になり、通過可能になるまで待ったのである。

ベルリン-ホーエンシェーンハウゼンの監獄には 103 の房があり、そのうち 60 が独房として利用された。監獄全体には、平均して常時 200 人の囚人がいたと想定されている。この数は、可能な限り最大の孤立状態を作り出すという原則のために、監獄の中を移動するただそのことのためにすら、どれほど大きな労力が必要であったかを示している。囚人が別の囚人を目にするのがあってはならなかったのは、彼らの間に連帯感情が生まれるほんの小さな可能性をも排除するためであった。こうして、担当の尋問官以外の、いかなる人間との出会いやコミュニケーションも禁じられたのである。

拘留囚は完全に孤独であった一方で、看守から常に監視されていた。スパイ用の垂れ蓋は 10-15 分ごとに持ち上げられ、勤務中の看守の瞳が覗き窓に現れた。夜間も同じリズムで房の照明が短く灯され、囚人が決められた通りの終身姿勢で眠っているかどうかをチェックされた。場合によっては、照明が昼夜を問わず点灯されっぱなしのこともあった。これは、「オレたちはいつもお前に目を光らせていて、すべてお見通しだぞ」という意味での、拘留意識を囚人たちに植え付けるためになされた。拘留期間の当初は、何を読むことも許されなかった。本、新聞、郵便すべてが禁じられた。外部との接触も、この時期には許されなかった。親族や弁護士と会うことも禁じられた。

就寝規定は、剥き出しの顔を房の天上に向けて横たわり、両手を毛布の上に出して見えるようにすることを、囚人たちに強制した。就寝規定を守らない者は、房の扉を叩く金属質の大音響で叩き起こされた。

拘留囚にはすることが何もなかった。何かをしたり、気晴らしになりうるようなことは、すべて房の規則により禁じられていた。たとえばスポーツすること、歌うこと、笑うことである。

房の中には、マットレスと毛布の乗った木製のベッドがあり、後には枕もこれに加わった。ベッド以外には、小さな机と狭い椅子、これが東独の崩壊する前の最後の年月に至るまで、房内で唯一の家具一式であった。窓ガラスは日光を僅かしか通さなかったし、外を見渡すことも難しかった。房の中には、トイレ用のバケツが一つ置かれていて、1965 年以

降は洗面器もあった。

これがあらゆる拘留囚にとって基本的な収監条件であるが、それは必要に応じて、さまざまな個別措置によって強化された。

収監条件は拘留囚の心理状態にどのように作用したか？

1．感覚の剥奪（感覚の禁断措置）

目や耳といった感覚機関を刺激する可能性のあるものは、すべて取り上げられ、遠ざけられた。新しい刺激を得たいという欲求が、こうして極端に高められた。幻聴や、重篤なデプレッション、あるいは神経過敏といった状態に至ることもあった。例えば、ほんの小さな音が、絶え難いほどの大音響と感じられ、微弱な光を放つライトが、耐え難いほどの強烈な光線となった。無感覚になった肌は、糜爛するまで掻き毟られた。こうした神経過敏の症状は、拘留囚をさらに不安定にするために、国家公安省によって意識的に発生させられたのである。

1975年に逮捕された男性（当時33才）による起訴状からの引用（往復書簡、1999年）：「ベルリンに連れ戻された後、尋問に伴う新しい処置として、被尋問者は、独房に収監されていた何週間もの間、ネオン照明設備を用いた虐待を受けた。この設備は甲高い音を放ち、ドリルのように耳と脳に食い込んだ。虐待を受けた当人は、最初、自分は気が狂うに違いないと思った。」

ネオン照明による騒音は、偶然に生じた収監条件ではない。状況改善のためのあらゆる嘆願や申し出、そして訴えは、拘留囚の尋問が不可能になるまで、看守と尋問官によって何日も何週間も無視された。

2．感情の剥奪（人間的な関心の禁断措置）

拘留囚は一人きりであった。誰も彼に対して関心を示すことはなかったし、彼が自分の感情を差し向けるべき他人もいなかった。監視なしで邪魔されずに夜間にオナニーをして自分を慰め、場合によってはこういう仕方で感情的な緊張を解きほぐすことすらできなかったのである。両手は寝具の上に出していなければならなかったし、看守は10分ごとに覗き蓋を開けた。こうして、自分自身との親密感すらも禁じられたのである。拘留囚は孤独であったが、常に監視の目に晒されていた。

3．社会性とコミュニケーションの剥奪（社会的接触の禁断措置）

社会性の剥奪という原則を、国家公安省は目標を見定めて適用した。拘留囚が何週間も何ヶ月も誰からも親しくされないままに、あらゆる社会的な接触を奪われて放置された場合、拘留囚は、人間的な出会いを強く求めるがゆえに、否定的な対応にすら感謝するようになるのである。こうして、敵である尋問官を求めて止まないという、逆説的な状況が生じた。拘留囚たちは尋問を — それがネガティブな体験でしかなくても — 人間的なコンタクトを得るための唯一の機会として、心待ちにするようになっていった。

4．尋問

注目に値するのは、一つのインタビューの全体で、拘留の元来の目的であるはずの尋問の占める割合が、比較的小さいことである。一見すると、あるいは初めて聞くと、関係者は尋問について語るべきことをあまり持っていないかのような印象がある。殆どの場合、幾つかの一般的な尋問戦略について報告されるのだが、それについて何らかの評価を下したり、それに伴う自分の感情が吐露されることは稀である。このことは、今日まで広範囲に亘って抑圧されてきた尋問中の出来事を指し示すヒントとして、またそれが呼び起こす感情に対する、大きな不安の存在を示すヒントとして重要である。こうした感情を思い起こしたり、それについて話したりすると、かつての拘留囚たちは、しばしば非常に不安になり、人によってはパニックを起こす。こうした激情の横溢をうまく処理するため、あるいはこれを避けるために、かつての政治犯たちは、絶えずそれを抑圧したり、それと戦わなければならない。

尋問を通して生じた複雑な心理的問題を、ここで包括的に論じることはできない。ここでは、家族や配偶者、友人や同僚に関する最もプライベートな情報を漏らしてしまったことに起因する、彼らの罪責と恥の感情という問題だけを取り上げることにする。当事者にとっては、拘留後にこの裏切りの感情について話せることが特に重要である。褒美でつられたり、処罰をちらつかせて脅迫されて、ついに国家公安省に協力することになった者たちは、そのことを今も深く恥じている。こうした、国家公安省に対する強制的な協力については、これまでまったく語られてこなかった。この罪責と恥の感情というテーマは独自の主題であって、ここでこれ以上追求することはできない。

尋問は通常ウィークデイに毎日、月曜から金曜までの午前と午後に行われた。正午になると拘留囚は、昼食のために1時間房に戻された。尋問は引き続き午後遅くまで行われた。それぞれの拘留囚は、「自分」の尋問官を持っていた。尋問の状況や戦略に応じて、さらにもう一人が加わることがあった。「よい」尋問官と「悪い」尋問官の役回りを彼らが演じるためであった。一人一人の尋問官は、拘留囚一人一人の尋問用の質問を準備した。第9部局の会議では、尋問戦略が討議され採決された。一人の拘留囚が約4ヶ月間尋問を受けた場合、彼はおおよそ100日間、毎日平均して8時間に亘り、自分の人生に関する、部分的には非常にプライベートなディテールについて、尋問官と話したことになる。拘留囚に心の準備をする余裕を与えないために、尋問のリズムに慣れたりすることがないよう、尋問

は必ず不規則に行われた。時刻も思いがけないものであるよう注意が払われた。拘留囚に心の緊張を解く暇を与えないためであった。だから拘留囚は、来る日も来る日も、今日は尋問を受けるのだろうか、と問わずにはいらなかったのである。

1987年に拘留された男性、当時21歳（Zeitzeugen-Interview, 1999）：「とにかくありとあらゆる手段を使って圧力がかけられた。最初の二週間ほどは独房に入れられていた。この房に一人だけだった。...だから唯一の対話相手が尋問官だったわけさ。...人間誰でも、誰かと話したいという欲求を持っている。つまり心理学的に、尋問官としか話せないように、初めから仕組まれているわけさ。」

5 . 人間関係の罫

国家公安省の中佐で心理学者でもあるヨッヘン・ギールケ博士が、「信頼関係」について、若い未来の尋問官たちに何を教えていたかを思い起こそう。尋問官は、見せかけの信頼関係が生まれるよう、意図的に振舞うべきだ、と教えられていたのであった。意図的に作られた「ダブルバインド」関係と呼んでもよい、こうした実践上の指導は、拘留囚たちに壊滅的な結果をもたらした。その影響は、見た目にも明らかな虐待の痕跡を超えて、さらに大きなものがある。新聞インタビューでかつての政治犯たちは、尋問状況が引き起こした互いに相容れない感情について話している。一方では孤立化と禁断が、尋問されることへの喜びを作り出し、他方ではこの感情を理解できないがゆえに拒絶する。このアンビヴァレントな感情は、しばしば恥の感情を引き起こし、拘留囚は長い自己嫌悪に苦しめられた。なぜなら心理的な圧迫のもとで生まれた喜びは、実存的な脅威を意味する一人の人間、すなわち尋問官に向けられたものだからである。敵との出会いを楽しみにするとは、あらゆる価値の転倒を体験することを意味した。

「精神分裂と家族」というテーマに関する包括的研究の枠内で、「精神分裂理論への道」という論文において、この状況の一般的な特徴が次のように記述されている（Bateson, Jackson, Haley, Weakland, 1984, S. 11-43）。

「1 . 個人はある強烈な関係に巻き込まれている。そうした関係においては、伝達されたメッセージの種類を正確に区別することが、それに正しく反応するために、命に関わるほど重要である。

2 . 個人はある状況に捕えられている。そこでは自分に関わる別の人物が、二種類のメッセージを、すなわち一方の種類のメッセージが他方のそれを否定するようなメッセージをもたらす。

3 . そして個人は、言い表されたメッセージと批判的に取り組み、どのメッセージに反応すべきかという決定を、必要に応じて修正することができない。すなわち個人はコミュニケーションのメタレヴェルで思考することができない。」

拘留囚は尋問官から、二つの互いに矛盾するメッセージを受け取った。拘留囚はそれから逃れることも、その矛盾を解決することもできなかった。ある場合には、尋問官は国家公

安省の人間であって、彼の人格をズタズタにしようと欲していた。ところが、まさにこの男が親身になって拘留囚と語り、彼と連帯しようとし、さらには彼を助けたいと言ってみたり、あるいはただ一人の対話相手としてそこにいた。孤立と複雑な禁断からくるプレッシャーのせいで、拘留囚は、二つのメッセージが合致しないこと、すなわち発言と行動のギャップを見抜いて、そこから自分を批判的に遠ざけること、そして適切に反応することが困難になったり、あるいは不可能になったりする。その結果、現実認識は内側で混乱し、歪められてしまい、状況を把握できないことからくるパニック感情だけが恒常的な感情として残る。あるいは追い詰められて、言葉で表現されない敵対的で実存を脅かすメッセージの方は、しばしば意識されないという状態が生じた。これら二つの反応タイプは、図式的に対立しているわけでも、相互に排他的な関係にあるわけでもない。ほとんどの拘留報告を読むと、二つの反応が並存していることが分る。

こうして時代の証人は、彼の尋問官が常に正しく振舞い、自らの職務をただ果たしていたに過ぎない、とすることがある。尋問官は自分に対して、殆ど同情してさえいた、と言うのである。そのように語る時、証人は興奮しており、声は震え、溢れ出る記憶を押しとどめようと戦っている。また別の場合には、尋問官が願いに応じて、あるいは同情心から、親切にもコーヒーやタバコを持ってきてくれた、と語ることがある。誇りと暖かさのこもった声で、自分は尋問官から本当に親切な振舞いを引き出すことができた、と言うのである。しかし、しばらくすると彼は言う、尋問官は絶えず声音を変えたので、誘導されているのではないかと感じた、と。すべては演出されていたんだ、コーヒーやタバコを貰ったのもそうだ、と言うのである。ここでは同一の状況が、相前後してまったく別の仕方でも思い起こされているのである。

こうした混乱と、今日まで消えることのない困難を、かつての政治犯たちは抱えている。尋問官との関係をどう判断してよいか分からないのである。このことは、多くの拘留報告に見てとれる。

1981年に拘留された男性、当時30歳 (Zeitzeugen-Interview, 1999): 「僕の尋問官は僕に対して…。まあ、言ってみれば、嘘の信頼関係のような雰囲気生まれたんだ。さして重要でないことについてなら、実に自由に言葉を交わしたよ。何とも奇妙なことだけど。…彼は教養もあるし、話しやすいタイプの男だった。Hさんを悪く思う奴はいない…。もう一人の尋問官はまったく違っていただけで、彼だけは例外だった。僕から見れば、典型的な国家公安省人間ではまったくなかったね。」

1987年に拘留された男性、当時21歳 (Zeitzeugen-Interview, 1999): 「僕は19年の人生経験を持っていた。そう大したものじゃない。だからかなり追い詰められたね。だってこの遊び、つまりいったい本当は何が起こってるのか、この人間は根っから親切なのか、それでも僕にいいことをしてやろうと思っているのかが、何とも上手く見抜けなかったんだ。…そうこうしているうちに、僕らが二人とも同じ詩を好きなことが分った。それから僕たちは、半日ばかりちょっとした詩の分析を一緒にやって、時間をつぶした。…信頼のようなものを作りたかったんだろうね。なんて言うか、ありゃ、いい奴だよ。僕たちは同じレヴェルだ。こんな感じにいい雰囲気で話することができる。…始めからそれが目的だったんだ。それを忘れたことはない。そしていつかまたハンマーが振り下ろされて、圧力がかけられるという具合だったよ。」

6 . 引き裂かれた現実

拘留囚が晒される心理的な極限状況は人によってさまざまであるが、それはさらに尋問官とその試問委員会が計画する尋問戦術によって引き起こされた。国家公安省の用語法で「尋問戦術上のガイドライン」と呼ばれる人格破壊のための計画は、ある博士論文（BstU, ZA, MfS JHS-Nr. 234/86）の中で、次のように定義されている。

「尋問戦術上のガイドラインとは、被疑者に対する、計画可能で、長期にわたる捜査を見越した、相互に調整されたもろもろの主要な作用要因の総体と見なされるべきである。こうした作用要因は、それぞれの被疑者に対する尋問戦略上の影響の主たる方向付けを決定するものであり、その目的は、被疑者が捜査対象について誠実に完全な供述を行うよう仕向けること、また被疑者に教育的な効果を与えることで、当人が今後は社会主義的な適合性を保持するようになることである。」

ここで言う「相互に調整されたもろもろの主要な作用要因の総体」が、供述を強いるために実際に尋問で適用されて、心的崩壊のさまざまなプロセスの起点となったのである。しばしば家族関係が「作用要因」として利用された。家族や親族の運命を利用したこのゲームは、拘留囚の最も敏感な部分を直撃し、彼らの抵抗力を弱めた。家族の運命に関する偽りの事実や出来事の経緯を、あるいはパートナーとの関係の中断を、現実の出来事であるかのごとく見せかけるために、国家公安省はあらゆる努力を惜しまなかった。

時代の証人のある者（1965年に19歳で逮捕された）は、次のように報告している。ある日彼は尋問に呼び出され、尋問官の机に、彼のガールフレンドの筆跡になる一通の手紙があるのを見つけた。二人は同棲しており手紙を書き合うことはなかったため、彼女の筆跡を、実はあまりよく知らなかった。それでも、それが彼女の筆跡であることは間違いないことと思われた。尋問官は、彼のガールフレンドがこの手紙を書いたと告げ、それを朗読した。拘留囚は手紙を手にとって自分で読むことを許されず、机に近づくことも禁じられた。彼がその理由を問うと、椅子に座っていると命令された。手紙の中で彼女は、彼のせいで間違いを侵してしまった自分を後悔していた。彼女は自分の間違いに気づき、自分を社会主義に即して教育した両親をひどく傷つけてしまったことに絶望している、と言う。だから自分は彼とは別れるのだ、と。尋問官は同情を示し、この手紙を手渡すことが許されていないのは残念だ、と告げた。この時代証人は、そのとき非常に混乱したと言う。本当に自分のガールフレンドがこの手紙を書いたのかどうか分らず、それがとても信じられなかった。しかし手紙は確かに彼女の筆跡で書かれており、言葉遣いも彼女のものだった。しかし手紙を近くで見ると禁じられたという事実は、その手紙が本物であることについての不信感を抱かせた。混乱と見捨てられたという思い、そして手紙の真贋を確認する術がないという無力感から、彼は発作（激怒）を起こして倒れ、房内の器物を破損し、それに続いてハンガーストライキを行った。この期間中、彼は十分な水を与えられず、気を失い、監獄病院に入院した。そして、そして…。拘留が終るまで、彼はその出来事に関する確信が得られなかった。彼は混乱した感情のまま、2年9ヶ月間拘留されていた。その

間彼のガールフレンドは彼と接触することを試みていたのだが、すべて阻まれた。釈放された後に彼女は、そんな手紙は書いたことがないと彼に説明した。そのことについて語る彼の様子からは、本当に彼女がそれを行ったのかどうかについて、彼がいまだに混乱していることが窺われる。彼とすればガールフレンドを信じたいのだが、一度傷つけられた信頼感情は癒し難く、信じることができないのである。

偽造されたガールフレンドの手紙、彼との別れを告げるその手紙は、この若者の最後の心の砦を粉砕した。この時代証人は、自分の今の人生は破壊されていると言う。健康、自由、家族、ガールフレンド、そのすべてを失ったと。事件の真相究明が終った今でも、この「作用要因」が当時 19 歳の若者の心に残した傷跡は消えていないのである。

第 2 部

社会における事実究明の実態

「名誉回復」、「損害賠償」、「助言」、「カウンセリング」 — ドイツの政治的な責任者、担当部局、諸施設はこうした概念を用いて、ドイツの二つの独裁政治、すなわち国会社会主義と共産主義による独裁の犠牲者たちに対する、彼らの取り組みを表現する。

しかし二つの独裁政治が終焉した後、こうした取り組みが、市民社会の義務として自発的に担われたことはまだない。犠牲者のグループ、諸団体、そして代弁者たちは、国家社会主義と共産主義による暴力支配の犠牲者たちの名誉回復と損害賠償のための法的基礎を確立するために、それこそ何十年も政治的な責任者たちと戦ってきた。1945 年以降も、1989 年以降も、それは同じである。二つの独裁政治の犯行者たちは、常にそして今でも、その犠牲者たちより社会的に恵まれた立場にある（先だって連邦憲法裁判所は、東独の国家および党幹部の年金をほぼ倍増する判決を言い渡した。これはもう一つの新しい不正義の極端な現れであり、このことで、政治的に迫害された者たちは侮蔑されたと受けとめている）。

ドイツ社会主義統一党 (SED) による独裁が終焉した 10 年後の今、共産主義による迫害の犠牲者たちに対する名誉回復と損害賠償は、おおかた法律によって整備されている。しかしその実態は、彼らが蒙った不正義に照らせば、適切というにはまだ程遠い。幾つかの問題は、いまだに手付かずのままである。例えば、政治犯による強制労働の損害賠償、東独の国家機関による財産没収の損害賠償、そして尊厳ある老年期の生活の確保を補助すべき年金支給額の均等化などの問題がそうである。さらに、誰が政治的な犠牲者と認められるべきかという規準は、もっと拡大されて然るべきである。例えば将来は、政治的に迫害された学校生徒たちも、そこに含めることが可能である。

統一後のドイツ国家は、実際に行われた不正義を不正義と呼ぶことが、緊急に必要である

ことを認め、東独の司法裁判が下した政治判決を破棄した。しかし実際に支払われた拘留賠償金（最近、拘留1ヶ月につき550ドイツマルクに統一された）は、政治的拘留の期間中に蒙った被害と苦しみに対する、ほんのシンボリックな承認に過ぎない。かつて政治犯として捕えられていた人々の多くが、最低の年金ないし社会保障で生活をやりくりする他なく、拘留に起因する健康上の問題を認めてもらえないことが多い。心理的また身体的な健康被害を証明する責任は、相変わらず迫害された者の側にある。彼らは、拘留その他の政治迫害中に、そのとき受けた心理的ないし身体的な傷害に関して、当の迫害者たちから今必要となるはずの証書や証明書の類を要求するのを「怠けていた」と言うわけである。こうして当事者の側に証明責任が帰される。こうした手続きの方法は、賠償すべき不正義の本質を完全に見誤っている。医師、心理学者、療法家、そして鑑定官たちは、この規則を変えるよう要求したし、被害者たちは、これについての選挙の約束がなされていたことを訴えた。しかし今日に至るまで、決定的な行動はなされていない。

始めの約束や要求は、いったいどこに行ってしまったのか。犯罪の真理を暴くという要求は。犯人や責任者への処罰なしに、犠牲者たちの名誉回復にいったい何の価値があるというのか。罪責の複雑さに鑑みて、重大な人権侵害を刑法に基づいて捜査すること以外にも、この不正義の不当性が社会で公言されることが必要である。犯人と責任者の氏名を公表することは、民主主義的な社会の関心事であらねばならない。一方では、これまで政治迫害の被害者は名誉回復を果たし、連邦の各地で記念式典が催されている。他方では、かつて国家公安省のために働いた医師たち、例えば少佐で精神科医のホルスト・ボエッティガー博士などは — 彼は1990年1月までベルリン-ホーエンシェーンハウゼンの監獄病院に勤務していた —、1990年以降も、かつての政治犯たちによる告発や抗議にもかかわらず、のうのうと医師としての仕事を続けている。犯人たちには、裕福な市民社会の中に場所が与えられ、その犯人の傍では、社会の大多数の者が、忘却による免罪を求めている。「東独は、そんなにひどくなかった」というのが、彼らのモットーである。こう言うことで、自らの加担や責任と直面することから、彼らは逃げようとしているのである。

しかし、政治迫害の犠牲者たちは忘れることができない。一度受けた精神的な外傷は消えることがないからである。こうした経験は、心の底にまで達する焼印として、彼らに残っている。過去は常に目の前にあり、未来すらもその陰にある。名誉回復の書類を送りつけたり、拘留賠償金を支払ったりすることが、— 確かにそれは二つとも重要なことであるが — 政治迫害の犠牲者たちが蒙った身体的・精神的な苦痛を終わらせるわけではない。

かつての政治犯たちの中には、東独の崩壊後、自分たちが拘留されていた場所を訪れ、書類を捜して目を通し、自らの体験について語る用意のある人たちがいる。彼らは一步を踏み出したのである。起こった出来事を再構成するのは困難であり、彼らは、精神的な外傷に取り組むに際して、同行者、信頼、何が起こったのかを知ろうとする注意深い聴衆、そして専門家による援助を必要としている。

身体的な拷問と「こころの破壊」(Zersetzung der Seele、ユルゲン・フックス)は、拘留者たちの人格、自己価値の感情、そして人間に根本的な信頼を、執拗に揺さぶり、破壊してきた。内的な現実の崩壊、あらゆる価値を逆転させようとする試み、そしてこれらと結びついた現実認識への介入と変更 — これらは今日に至るまで、そしてまた将来も、決して

偶然に生じた現象ではなく、散発的な出来事でもない。それらはむしろ、東独の公安機関の意図であり、組織的計画であった。迫害・逮捕の間に経験されたことは、普通の人間の経験からあまりにかけ離れており、それについて語る言葉を私たちは持たない。語るができないところには、沈黙だけが残る。もはや去ることのない不安、気の狂いそうな孤独、強要された自白に起因する恥の感情、死者や裏切った者たちや家族に対する罪責の感情 — それらすべてについての沈黙だけが残る。勇気を奮い起こしてこの深い淵を飛び越え、体験したことについて語ろうとするとき、彼らはしばしば、誰も耳を傾けてくれない、また理解してもらえないし誤解されるという経験をしなければならなかった。それは今でも同じである。こうして孤立という罫に、またもや足を掬われるのである。この裂け目はもはや橋渡し不可能に思えるし、それを自力で克服することは不可能である。次第に人前に出ることが少なくなる。友人たちとの付き合いから遠ざかる。そして家族や配偶者との生活も、上手く行かなくなるのである。

以上から次のような総括を引き出すのは、つらいことである。すなわち東独の政治刑法と国家公安省の人権侵害的な方法は、見事にその効力を発揮したのである。

このような生を生きる人々は、他の人々を、とりわけ感受性に満ちたカウンセリングの方法、助言、そして社会全体と個人による注目を必要とする。法律の整備や、有能な国家施設や機構をもってしても、この状況に適切に対応することはできない。東独でかつて牧師であり、1990年以降かつての東独国家公安省関連の書類整理を連邦政府から委託されたヨアヒム・ガウクは、「ヨーロッパにおける共産主義的な暴力被害の解明—国家的課題—」というテーマで開かれた、犠牲者団体と支援団体の会議（1998年）で、個人のイニシアティブについて、次のように発言している。

「実際にそれを体験した者が、自らの運命と苦痛の経験について語ることに強烈な論拠はありません。それゆえ一つの場が、ある政治的な場が必要なのです。話すことを習ったことのない人たち、公に話すことの苦手な人たちが、同情と愛情によって支えられているような政治的な場が必要なのです。これは慈善事業とか、キリスト教的活動とかではありません。私たちがそうした場を持つことは、むしろ政治そのものの必要に他なりません。そして個人個人の政治参加の強みと重要性は、私たちが体験したことについて沈黙しないことにあります。」

ヨアヒム・ガウクが語った「場」は、今なお十分に実現されているとは言い難い。約20万人にのぼる、かつての東独刑罰司法に基づく政治犯たちの名誉を回復し、彼らに賠償金を支払うための法律は整備されている。ソヴィエト占領地域と東独における人権侵害を刑法に基づいて解明するための時効が、あと数ヶ月で切れることも指摘しておきたい。しかしながら今日に至るまで、感情的にオープンな対話文化を備えた社会的環境はない。かつての政治犯たちが、自分たちの困難な伝記的事実と公に取り組むことができ、彼らの語る声に耳を傾け、彼らを受け入れるための雰囲気は、社会の中にまだできあがっていないのである。

今年、ルター派教会とカトリック教会のメンバーが、ベルリン-ホーエンシェーンハウゼンの記念施設で、エキューメニカルな 十字架の道行き を行ったとき、私は案内役を勤めた。グループの中に一人の男性がいて、一人ぼっちでいつも列から少し外れて歩いている

のに気づいた。彼の表情には、内面の苦悶が表れていた。私は彼に注意深く、以前ここを訪れたことがあるのかと尋ねた。彼は私の質問に面食らい、私の言っていることが理解できないようだった。そこで今度はもっとダイレクトな表現で、同じ質問を試みた。この監獄に政治犯として投獄されていたことがあるのか、と。すると彼から、怒涛のごとく言葉が溢れ出た。目に涙を浮かべて、彼は自分の物語を語った。大急ぎのヒソヒソ声で、しかも周囲の教会員たちが私たちの対話に首を突っ込むことがないよう、ずっと注意しながら。私は、彼が自分の経験について教会で話そうとしたことがあるかを知りたかった。彼が言うには、牧師には一度言ったけれど、二度と尋ね返してこなかった。だから、こうした古い話はもう誰も聞きたくない、というのが全体の雰囲気であると察した、と。ただ自分だけは、いくら忘れたくても忘れられないんだ、と彼は言ったのである。

政治迫害を受けた者たちが期待し、また必要としているのは、迫害と苦難が社会的に認知されること、彼らの人生の歴史が社会で受け入れられること、そして今日の日常生活に — それがいかに難しい条件のもとであっても — 溶け込んでゆくための援助と可能性である。彼らが社会の「のけ者」的存在であることを止め、社会の中心に帰ってくるための条件は、しかしながら、そのための意志が言葉だけでなく、行動を通して表明されることである。迫害に巻き込まれた人々が発言を求めると、ただそれだけで多数の人々が頭を振り、人差し指を振って拒絶反応を示し、自分の生き方が邪魔されたと感じる限り、行動による意思表示は必要である。彼らの経験を真剣に受けとめようとしないとき、彼らは興奮して、激情的な抗議をするか、あるいは諦めに打ちひしがれて引き籠るかのどちらかである。そうであっても、何の不思議があろう。古くて深い癒されることのない傷が、政治迫害の被害者たちを、今日、以前にも増して傷つき易くしているのである。ましてや彼らは、他でもない民主主義的な社会から、彼らの苦難と欠乏の経験、自由と民主主義を求めた戦いの中で、彼らが身に受けた経験を承認してくれるよう期待しているのである。

社会の広範な政治参加と、多方面にわたる個人的なイニシアティブが必要であることは、一般には認められている。しかしあまりにしばしば、無関心・関わり合い・罪責感情が、この未だに過ぎ去っていない過去について公に論じることの妨げになっている。しかしながら、犯罪と人権侵害についての真相を究明すること、また 1945 年から 1989 年までソヴィエト占領地域・東独で人々が経験した苦難を公に認めること、このことを欠いては、犠牲者たちの正義を求める様々な努力、彼らの経験をドイツ社会の歴史的記憶に書き込むこと、そしてまた希求されている和解のプロセスは、非常に難しいものになるであろう。

2000 年 9 月 2 日

資料と文献

- Bateson, Gregory & Jackson, Don D. & Haley, Jay & Weakland, John H. (1975): Auf dem Wege zu einer Schizophrenie-Theorie, in: Gregory Bateson u.a.Hg. Schizophrenie und Familie, Frankfurt/M., 11-43.
- Fuchs, Jürgen / Klaus Behnke Hg. (1995) : Zersetzung der Seele, Hamburg Dissertation der Juristischen Hochschule der Staatssicherheit (1986): BStU, ZA, MfS JHS-Nr. 234/86, Potsdam, 207 ff, 289 ff.
- Dokumentarfilm "Der schwarze Kasten" (1992): Transkription des O-Tons, Dr. Jochen Girke, Film von Johann Feindt und Tamara Trampe, Basis-Film Verleih GmbH.
- Gauck, Joachim: Rede auf dem Kongreß der Opferverbände und Aufarbeitungsinitiativen, Berlin 1998.
- Zahn, Hans-Eberhard (1997): Haftbedingungen und Geständnisproduktion in den Untersuchungshaft-anstalten des MfS, LStU-Berlin, Schriftenreihe Band 5.
- Zeitzeugen-Interviews (1999): Zeitzeugenarchiv der Stiftung Gedenkstätte Berlin-Hohenschönhausen.
- Zeitzeugen-Briefwechsel(1999): ZZ-Archiv der Stiftung Gedenkstätte Berlin-Hohenschönhausen.

目次

導入	1
第1部	2
「心理的拷問」の概念について	2
60年代初頭の国家公安省における方針転換	3
心理的極限状況	4
逮捕	4
最初の尋問	5
移送と知らされない収監場所	5
独房での拘留	6
収監条件は拘留囚の心理状態にどのように作用したか？	8
1．感覚の剥奪（感覚の禁断措置）	8
2．感情の剥奪（人間的な関心の禁断措置）	8
3．社会性とコミュニケーションの剥奪（社会的接触の禁断措置）	9
4．尋問	9
5．人間関係の罨	10
6．引き裂かれた現実	12
第2部	13
社会における事実究明の実態	13
資料と文献	17